

第7回士別市農業委員会総会議事録

令和3年12月20日

士別市農業委員会

第7回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月20日（月曜日）

午後 4時30分開会

午後 5時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第1	報告第1号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第2	報告第2号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第3	報告第3号	使用貸借契約の解消について
日程第4	報告第4号	賃貸借契約の解約について
日程第5	報告第5号	農地法第3条の3の規定による相続の届出について
日程第6	議案第1号	農地法第2条の規定による農地の判断について
日程第7	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（24名）

1番	上野浩二君	2番	湯浅悦子君
3番	山下篤君	4番	松井薫君
6番	新田康仁君	7番	森野良次君
8番	鈴木淳一君	9番	寺崎徳仁君
10番	中澤弘幸君	11番	工藤修一君
13番	本間一明君	14番	柳眞由美君
15番	梅津宣保君	16番	遠藤英俊君
17番	沼舘初男君	18番	鈴木茂樹君
19番	佐久間弘美君	20番	渡辺亨君
21番	村上幸博君	22番	栗本勝君
23番	中山義隆君	25番	小野寺悦子君
26番	木下一彦君	27番	保科隆志君

出席説明員（4名）

事務局長	林秀忠君
主査	小林泉君
主事	古閑俊祐君

4. 会議の概要

(午後 4時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第7回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は24名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、13番 本間一明委員、14番 柳眞由美委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」「岡崎委員」「鈴木庄一郎委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外31件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外1件の再認定、10件の変更認定、1件の認定取消がありました。なお、累計は、先月比 1件減の 458件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 6 番について中山委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第 3、報告第 3 号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、報告第 4 号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 4 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外1件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第1号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●外1筆、地目、現況、畑、面積あわせて4,658㎡。

番号2番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積1,252㎡。

番号3番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●外1筆、地目、現況、畑、面積あわせて2,623㎡。

番号4番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●外1筆、地目、現況、畑、面積あわせて1,126㎡。

番号5番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積1,153㎡。

番号6番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積638㎡。

番号7番、土地の所有者、●●●●、所在、西5条11丁目、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積638㎡。

農地利用状況調査につきましては、11月5日に担当地区農業委員により実施しております。

以上の案件につきましては、いずれも再生利用困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。

なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非

農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積2,193㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町（5線東）、地番、●●●●外2筆、地目、畑・宅地（農業用施設）、面積1,799.52㎡、対価、反当り、●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外46筆、地目、田・畑・宅地・ため池・用悪水路、面積273,627㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円、ため池●●●●円、宅地●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町（5線東）、地番、●●●●、地目、開発して農地となる宅地、面積858.56㎡、対価、反当りで●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外18筆、地目、田・畑、面積118,870㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町（4・5線東）、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積204,804㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号6番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町（41・43・44線東）、地番、●●●●外31筆、地目、田・畑、面積281,022㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号7番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町（42線西）、地番、761-1外17筆、地目、田・畑、面積236,694.66㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町（21線南）、地番、●●●●外33筆、地目、田・畑、面積170,021.55㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号9番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外34筆、地目、田、面積206,339㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（37線西）、地番、●●●●外67筆、地目、田・畑・用悪水路、面積225,459.92㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（30線東）、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積141,894㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、

経営移譲により借り受けるためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●● 外 62 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 423,511.5 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 108 筆、地目、田・畑・開発して農地となる雑種地・用悪水路、面積 806,863.27 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 95 筆、地目、田・畑・ため池・用悪水路、面積 679,519.59 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 30 筆、地目、田・畑、面積 187,389 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 16 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(19 線南)、地番、2251-7 外 5 筆、地目、田、面積 20,198 m²、賃貸料、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 17 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 29 筆、地目、田・畑、面積 263,657 m²、賃貸料、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 18 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●● ● 外 12 筆、地目、田・畑、面積 49,465 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 19 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37 線西)、地番、●●●● 外 1 筆、地目、田・畑、面積 21,265 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で ●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●● ● 外 5 筆、地目、田、面積 49,201 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、20 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第7回総会は、これもちまして閉会いたします。

(午後5時00分 閉会)